



# 連続講座 2019

講義概要\*

\*予定です

第 17 回：2020.2.20

個人情報保護法の解説と越境データ問題

個人情報・個人データのビジネス、研究等での利用の少なからずは国境を超えて行われているが、データ保護法制は知的財産権法制以上に各国の規制が区々別々であり、また、民事法制を中心とする知的財産権法制と比して、行政法規、業規制であることから、知的財産権法制を中心とする本連続講座の受講者においては、慣れない頭の使い方をして頂くこととなる。

本講義では、日本の個人情報保護法を概説した上で、個人データが国境を超える場合の問題について広く取り扱う。越境データ問題は大きく、越境移転規制への対応とデータローカリゼーションへの対応に分かれるが、これらは規制の趣旨も異なり、国際関係への目配りをしつつ理解する必要がある。日本法及び一般データ保護規則（GDPR）における越境移転規制、中国・ベトナム・ロシア等のデータローカリゼーション規制の内容を含む。なお、個人情報保護法は 2020 年通常国会において改正（いわゆる 3 年ごと見直し）されることとなっており、越境移転規制にも影響があると思われるところ、可能な限り当該箇所の解説を盛り込む。

- 1 個人情報保護法の概説
- 2 越境データ問題総論
- 3 越境移転規制
- 4 データローカリゼーション規制
- 5 2020 年個人情報保護法改正法の動向

以上